

\ 無料の付帯サービス /

メディカルリライフ プラス



plus Baton (プラスバトン)

- チャットによる健康相談
- セカンドオピニオン手配のWeb申込み機能 等

■メディカルソムリエ [対象：被保険者]

•セカンドオピニオン手配サービス

この治療でよいか、他に治療はないか。納得の治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。専門医との面談手配のほか、お住まいや病状等の理由で外出が難しい場合は専門医とのオンライン面談あるいは電話相談の手配も可能です。

•受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

■メディカルほっとコール24 [対象：被保険者とそのご家族]

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関して、医師・看護師等に24時間・年中無休で電話相談できます。

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封したチラシをご覧ください。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報)

ご契約のしおり/約款

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

未来に受け渡す「あなたの思い」

こだわり終身保険^{v2}

低解約返戻金型



商品パンフレット



タバコを吸わない方の
保険料率があります！

Manulife
マニユライフ生命

こだわり終身保険^{v2}

低解約返戻金型

その想いを受け渡すための
4つの“こだわり”があります



ご負担の少ない

保険料

➤ P.3、P.7をご覧ください。



ライフプランに合わせて選べる

保険料払込期間

➤ P.3、P.9をご覧ください。



続けるほどおトク

解約返戻金

➤ P.3~4をご覧ください。



ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の不安に

特定疾病に備える

特定疾病保険料払込免除特別を適用した場合

➤ P.5~6をご覧ください。

あなたは、未来に向けて
どのような想いをお持ちですか？

家族に受け渡す

「あなたの想い」を、
保険金としてお渡しします。

保険金がこのようにご家族の生活を支えていきます。このようにご家族へ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。

保険金の受取人を指定することで、お金に名前をつけることができます。このようにご自身の想いがきちんと反映されます。

家族の生活を
支えていきたい

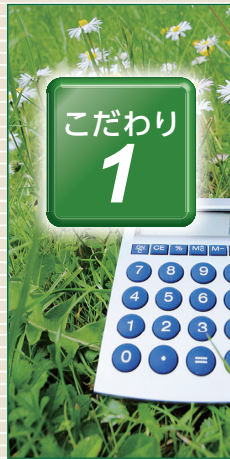
未来の自分に受け渡す

「あなたの想い」を、
解約返戻金としてお渡しします。

だれでも不安のない未来を過ごしたいもの。ご自身のセカンドライフの資金として解約返戻金を活用できます。

参照 解約のご注意事項については、P.3~4をご覧ください。

長年連れ添った配偶者と
豊かなセカンドライフを
送りたい



ご負担の少ない

保険料

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担の軽減をはかっています。
非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)もご用意しています。
「保険料を安くすること」にこだわった保険です。



ライフプランに合わせて選べる

保険料払込期間

保険料払込期間をさまざまな年数から設定できます。
 ●20年・30年
 ●35～70歳(5歳ごと)、80歳・90歳
 ●終身払
 ※「特定疾病保険料払込免除特則:あり」とした場合、お取り扱いできない保険料払込期間があります。



続けるほどおトク

解約返戻金

保険料払込期間が終了したあと(保険料払込期間満了後)も契約を継続すると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額を上回ります。



ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の不安に

特定疾病に備える

特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合

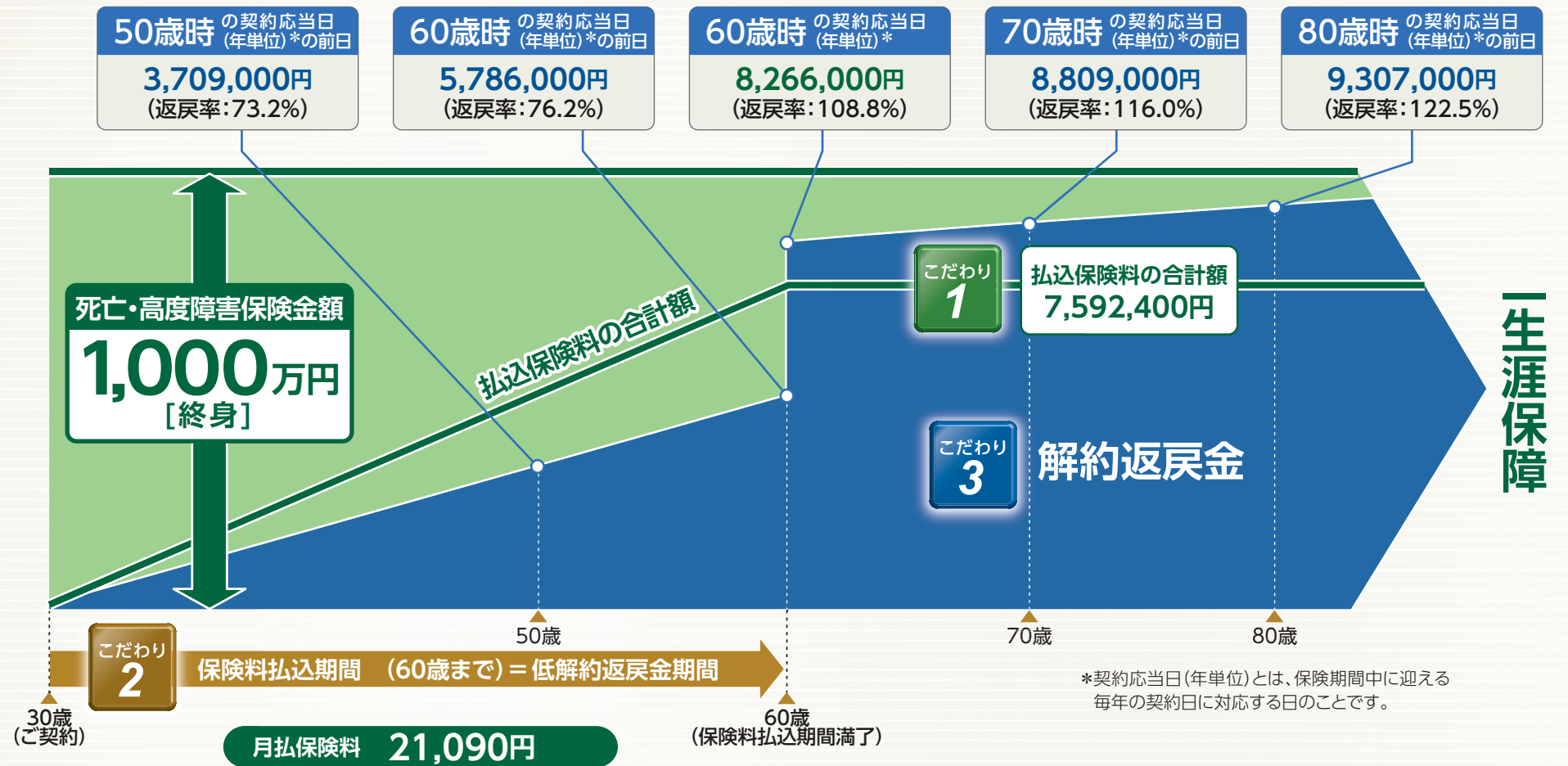
保険料払込期間中に所定の状態になったとき、以後の保険料の払い込みが免除されます。

参照 P.5～6をご覧ください。

ご契約例

- 主契約:無配当終身保険Ⅱ型(低解約返戻金特則付)
- 被保険者:30歳・男性
- 死亡・高度障害保険金額:1,000万円
- 保険期間:終身
- 保険料払込期間:60歳満了
- 特定疾病保険料払込免除特則:あり
- 特約:なし
- 保険料払込方法:口振扱月払
- 保険料率:非喫煙者保険料率

[イメージ図]



*契約当日(年単位)とは、保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

解約返戻金額・払込保険料の合計額・返戻率の推移

| 非喫煙者保険料率: 月払保険料21,090円 | | | | [参考] 標準保険料率: 月払保険料22,410円 | | | |
|------------------------|------------|------------|--------|---------------------------|------------|------------|--------|
| 経過年数 | 払込保険料の合計額 | 解約返戻金額 | 返戻率 | 経過年数 | 払込保険料の合計額 | 解約返戻金額 | 返戻率 |
| 10年 | 2,530,800円 | 1,787,000円 | 70.6% | 10年 | 2,689,200円 | 1,874,000円 | 69.6% |
| 20年 | 5,061,600円 | 3,709,000円 | 73.2% | 20年 | 5,378,400円 | 3,866,000円 | 71.8% |
| 30年 | 7,592,400円 | 5,786,000円 | 76.2% | 30年 | 8,067,600円 | 6,007,000円 | 74.4% |
| 40年 | 7,592,400円 | 8,809,000円 | 116.0% | 40年 | 8,067,600円 | 9,075,000円 | 112.4% |

※表の数値は、経過年数の末日における数字です。



ご注意

●解約返戻金は、保険の種類・解約されたときの解約返戻金
 ●低解約返戻金特則により、保険料払込期間中の解約返戻金は低解約返戻金特則を適用していない場合の水準となります。終身払の場合、低解約返戻金期間が一生継続します。
 ●解約された場合、以後の保障は消滅します。
 ※くわしくは、設計書などでご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間ではまったくないか、あってもごくわずかです。
 料払込期間中の解約返戻金は低解約返戻金特則を適用していない場合の水準となります。終身払の場合、低解約返戻金期間が一生継続します。
 消滅します。
 確認ください。

※このページに表示している「解約返戻金額」「払込保険料の合計額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。
 「返戻率」については、小数第2位を切捨てして表示しています。

特定疾病保険料払込免除特則

特定疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料はいただきません。

ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合、被保険者が保険料払込期間中に特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき、それ以後の保険料の払い込みを免除します。

対象となる特定疾病



「特定疾病による所定の状態」とは?

| | |
|-----------|---|
| 悪性新生物(ガン) | ガン責任開始日*1以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき ※「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料払込免除の対象となりません。 |
| 急性心筋梗塞 | 急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態*2が継続したと医師によって診断されたとき |
| 脳卒中 | 脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき |

*1 「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。
*2 軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態

払い込みが不要となった場合、解約返戻金が増加します。

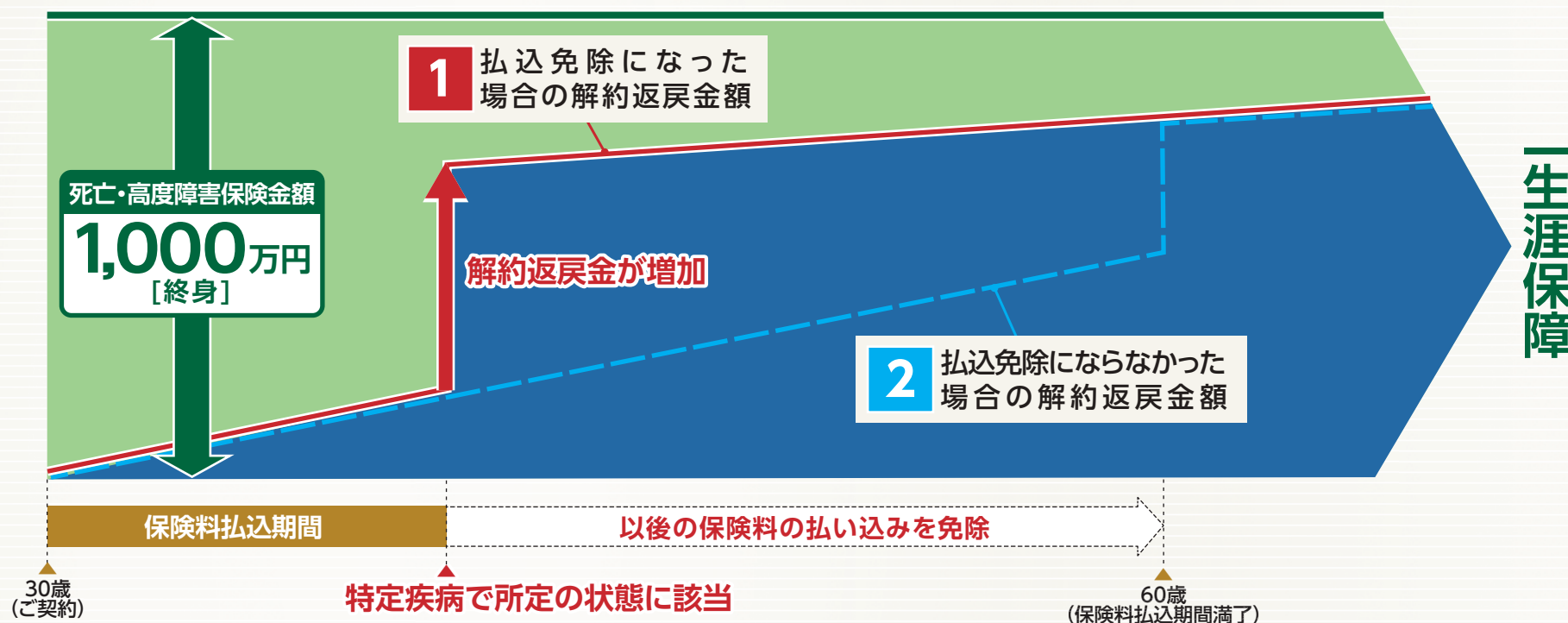
保険料払込期間中に払込免除になった場合は、その払込免除事由の発生時に一時に保険料の払い込みがあったものとしてお取り扱いします(以後の解約返戻金額は低解約返戻金割合を用いず計算します)。



主契約に特別な条件をつけてご契約をお引き受けする場合、この特則を適用することはできません。

特定疾病で所定の状態に該当し、払込免除になった場合・払込免除にならなかった場合の比較(3~4ページのご契約例の場合)

[イメージ図]



[比較表]

| 経過年数 | 被保険者満年齢 | 1 払込免除になった場合の解約返戻金額 | 2 払込免除にならなかった場合の解約返戻金額 |
|------|---------|---------------------|------------------------|
| 5年 | 35歳 | 6,942,000円 | 788,000円 |
| 10年 | 40歳 | 7,194,000円 | 1,787,000円 |
| 15年 | 45歳 | 7,453,000円 | 2,731,000円 |
| 20年 | 50歳 | 7,717,000円 | 3,709,000円 |
| 25年 | 55歳 | 7,987,000円 | 4,726,000円 |

※右表は、各経過年数時において払込免除になった場合と、ならなかった場合における解約返戻金額を表示しています。
右表の数値は、経過年数の末日におけるものです。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものと計算しています。

特定疾病保険料払込免除特則のあり・なしにかかわらず、「不慮の事故により180日以内以後の保険料はいただきません。」

※「特定疾病保険料払込免除特則」によって保険料の払込免除事由に該当した場合は異なり、解約返戻金額は保険料の払込免除がなかった場合と同様に推移します。

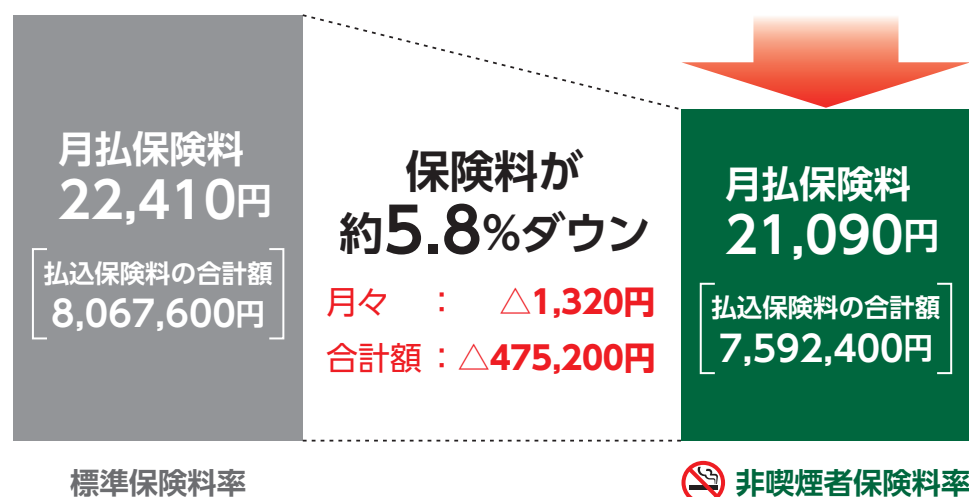
参照 保険料の払込免除事由についてくわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

非喫煙者保険料率

非喫煙者保険料率が適用されると、保険料が割安になります。

- ご契約例
- 死亡・高度障害保険金額：1,000万円
 - 特定疾病保険料払込免除特則：あり
 - 保険期間：終身
 - 特約：なし
 - 保険料払込期間：30年満了
 - 保険料払込方法：口振扱月払

30歳・男性の場合の月払保険料例



契約年齢別・男女別保険料例 (上記ご契約例の場合)

標準保険料率

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料の合計額 |
|------|---------|------------|
| 20歳 | 20,160円 | 7,257,600円 |
| 30歳 | 22,410円 | 8,067,600円 |
| 40歳 | 27,030円 | 9,730,800円 |

非喫煙者保険料率

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料の合計額 |
|------|---------|------------|
| 20歳 | 19,150円 | 6,894,000円 |
| 30歳 | 21,090円 | 7,592,400円 |
| 40歳 | 24,950円 | 8,982,000円 |

※払込保険料の合計額の数値は、ご契約時の契約内容が保険料払込期間満了に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。

非喫煙者保険料率が適用される条件

- 過去1年以内に喫煙していないことなどの告知
 - マニライフ生命所定の検査の実施
- ※所定の検査の結果などによっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

ご確認ください

■保険金のお支払いについて

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。


| 支払事由 | 保険金 | 受取人 |
|---------------------------|---------|----------|
| 死亡したとき | 死亡保険金 | 死亡保険金受取人 |
| 傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき | 高度障害保険金 | 被保険者* |

*契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者となります。

■特約・特則

ニーズに合わせ、保障をさらに手厚く

●特定疾病に対する備え




特定疾病保険料払込免除特則

特定疾病で所定の状態になったとき、その後の保険料のお支払い込みが免除されます。

参照 P.5~6をご覧ください。

●不慮の事故による死亡・高度障害状態の保障




無配当新災害割増特約

こんなときにお支払いします

- 不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になったとき
- 感染症により死亡・高度障害状態になったとき

●余命6か月以内に対する保険金などの前払い



リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と判断されたときに、保険金の一部もしくは全部を受け取ることができる特約です。

その他の特約

●指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、受取人に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金などを請求できる特約です。

●無配当年金特約

保険金を確定年金でお受け取りいただけます。

●無配当年金支払移行特約

保険料払込期間満了後に、死亡保障にかえて主契約の責任準備金などを確定年金でお受け取りいただけます。

参照 支払事由やお支払いできない場合などについて、くわしくは「重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」[「ご契約のしおり/約款」]をご確認ください。

ご確認ください

■保険金額など

| 種類 | 最低保険金額 | 最高保険金額* | 保険金額 単位 | 最低保険料 (特約保険料含む) |
|--------------------|--------|--------------------------------------|------------|--|
| 無配当終身保険Ⅱ型 (主契約) | 200万円 | 7億円 | 10万円 | 月払 …… 3,000円 半年払 … 17,000円 年払 …… 35,000円 |
| 無配当 新災害割増特約 | 100万円 | 主契約の死亡保険金の 1.0倍、または1億円の うち低い金額 | | |

*マニユライフ生命の他の保険契約と通算します。また、告知(診査)の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■保険料払込期間・契約年齢範囲

主契約

| 保険料 払込期間 | 特定疾病保険料払込免除特則 なし | | 特定疾病保険料払込免除特則 あり | |
|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 |
| 20年 | 20～70歳 | 0～70歳 | 20～50歳 | 16～50歳 |
| 30年 | 20～60歳 | 0～60歳 | 20～40歳 | 16～40歳 |
| 35・40・45・ 50・55・60・ 65・70歳満了 | 20歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 | 0歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 | 20歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 | 16歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 |
| 80・90歳 満了 | 20歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 | 0歳～ 保険料払込 満了時年齢 -10歳 | 取り扱いなし | |
| 終身払 終身 | 20～90歳 | 0～90歳 | 20～70歳 | 16～70歳 |

無配当新災害割増特約

| 保険料 払込期間 | 特定疾病保険料払込免除特則 なし | | 特定疾病保険料払込免除特則 あり | |
|---------------------|------------------|--------|------------------|--------|
| | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 |
| 主契約の 保険料払込期間と同じ* | 20～80歳 | 4～80歳 | 取り扱いなし | |

*主契約が終身払のときは90歳とします。

■保険期間・保険料払込方法

| | |
|---------------|--|
| 保険期間 | 終身 |
| 保険料払込方法(回数) | 月払・半年払・年払 |
| 保険料払込方法(経路)*1 | クレジットカード扱(月払)*2 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払) |

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っていません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニユライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

■ご契約が消滅したときなどの保険料のお取り扱い

保険料払込方法(回数)にかかわらず、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約が消滅した場合(解約、解除その他の理由を問いません)、保険料の未経過分のお支払いはありません。

■クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

※以下の場合などには、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。

- 医師による診査の後
- 契約者が法人の場合

参照 くわしくは[\[重要事項のお知らせ\(契約概要/注意喚起情報\)\]](#)「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。